

津別町庁舎等建設基本構想・基本計画（案）に係る住民意見聴取について

■考え方

第1回庁舎等建設審議会での標記に関する意見として、「限られた期間の中で、一同に集まったの説明会を開催するには、準備等時間がないのでは」「時間がない中で、審議会で町民から意見をもらうと、混乱してしまう恐れがある」との意見がありました。

その考えを受け、意見聴取の方法として、津別町パブリックコメント手続条例（平成23年条例第15号）に基づくこととし、実施内容については、下記のとおり提案します。

・実施期間

8月6日（月）～17日（金）の期間としたい。

※通常30日以上だが、期間が限られているため、津別町パブリックコメント手続条例第6条第1項を適用する。

・設置場所

役場ロビー、公民館、多目的活動センター（さんさん館）

・周知方法

町HP、町広報又はチラシ折込に、パブリックコメントを実施する旨と構想・計画の概要を記載し、周知する。

■成案までの流れ（予定）

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| ・第2回審議会（7月 11日） | 2章及び3章審議 |
| ・第3回審議会（7月23日の週） | 4章及び5章審議 |
| ・修正・追加事項確認 | 7月31日までに書面による委員確認とする。 |
| ～議会特別委員会開催依頼～ | |
| ・パブリックコメント実施 | 期間：8月6～17日を予定
（周知方法は、町広報、町HP、かわら版） |
| ・意見反映 | 事務局にて意見整理 |
| ・第4回審議会（8月27日の週） | 提出された意見の取り扱い審議 |
| ・修正・追加結果の確認 | 書面による委員確認 |
| ・パブリックコメントの結果公表 | 町HPにて公表 |
| ・答申（9月上旬予定） | 会長より町長へ答申 |
| ・議会合意 | 9月上旬又は9月議会開会中議会特別委員会開催
依頼 |